

総合計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年度（2008 年度）から 10 年間を計画期間とする第一次山陽小野田市総合計画に基づき、市の将来都市像である「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市」の実現に向けて市政運営に取り組んできました。

この間に、地方自治法が改正され、市町村における「基本構想」の法的な策定義務がなくなったことにより、総合計画の策定は各市町村の判断に委ねられることとなりました。

本市においても今後の少子高齢化の進行、人口減少社会の到来を背景とし、歳入面では生産年齢人口の減少とそれに伴う経済活動の縮小などにより、税収の減少が予想される一方、歳出面では高齢者の医療・介護に要する費用など社会保障費の増加、市民ニーズの多様化、さらには公共施設の維持・更新などにより、厳しい市政運営が予想されます。このような中、本市では直面する課題について施策の重要性と優先性を検討し、限られた財源を有効に活用する計画的な市政運営を行っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、「住みよい」まちづくりを進め、持続可能な地域社会を維持するためには、まちづくりの方向性を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針となる長期的な計画として総合計画の策定が必要となります。また、本市では都市計画や福祉など個別の行政分野における計画が策定されていますが、これらを束ねて全体調整を図るためにも、最上位計画としての総合計画の位置付けは重要なものとなります。

よって、平成 30 年度（2018 年度）以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、山陽小野田市自治基本条例に沿って、第二次山陽小野田市総合計画を策定することとします。

総合計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3部で構成します。

(1) 基本構想

(計画期間：平成30年度(2018年度)～令和11年度(2029年度))

本市が目指す将来都市像と、それを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を示すもので、基本計画、実施計画の基礎となるものです。計画期間は12年間とします。

(2) 基本計画

(前期：平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度))

(中期：令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))

(後期：令和8年度(2026年度)～令和11年度(2029年度))

基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、まちづくりを総合的・計画的に推進するため必要となる施策を分野ごとに示すものです。

社会経済情勢の変化や基本計画の実施状況を踏まえ、前期、中期、後期に分けて策定し、計画期間はそれぞれ4年間とします。

(3) 実施計画(3年のローリング方式)

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を示すものです。計画期間は、社会経済情勢の変化に即応するため3年間とし、毎年度見直しを実施するものとします。

■計画の構成

